

第20回は、厚生年金保険法の離婚等をした場合における特例（離婚分割）を解説していきます。婚姻期間中の厚生年金記録（標準報酬月額・標準賞与額）

離婚分割は、厚生年金保険法の後半にあり、又用語の定義や内容が難しく十分な学習をしないまま本試験を受ける受験生も多い箇所ですが、平成19年の制度発足以降頻繁に出題されています。

離婚分割の大枠は、合意分割と3号分割という2種類の異なる分割方法がありますが、基本的には2種類とも、婚姻期間における厚生年金の納付記録（標準報酬月額・標準賞与額）を分割するということでは大きな仕組みは同じです。

合意分割と3号分割の大きな違いは下記のようになります。

2つの分割	内容
合意分割	相手と合意して按分（あんぶん）割合を決める
3号分割	相手の合意なく 2分の1 で分割できる

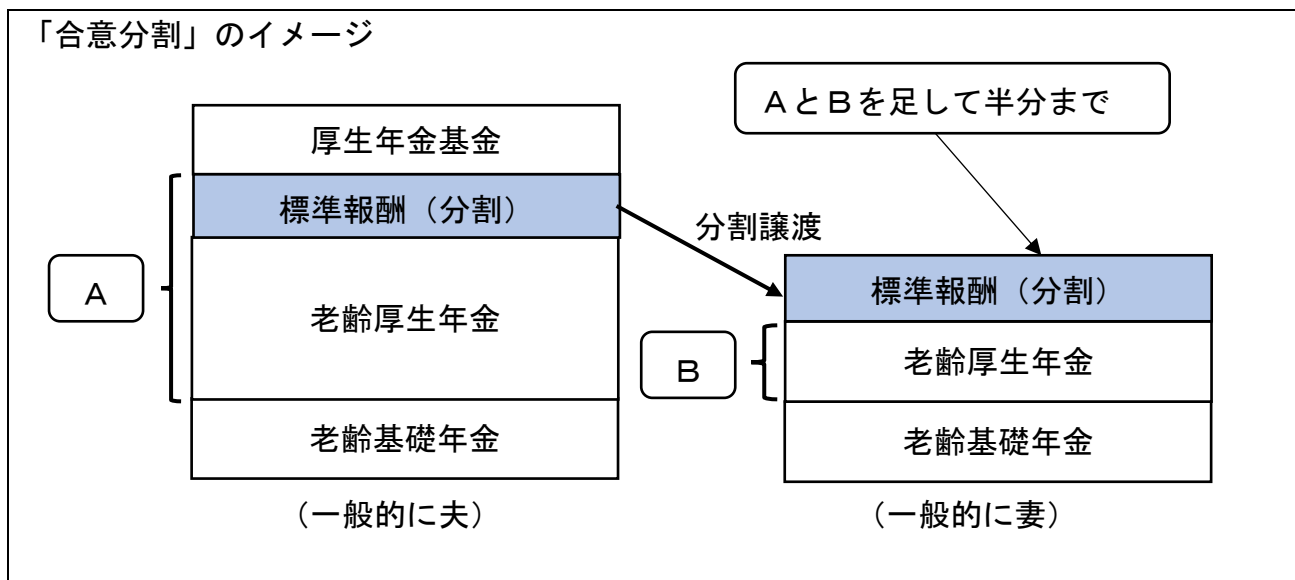
3号分割の方が、相手との合意は不要ですが、3号分割を利用できるのは、下記の期間になります。

- 被扶養配偶者（国民年金の第3号被保険者）であった期間
- 平成20年4月1日以降の期間

細かい箇所や理解しにくい箇所もありますが、大枠を押さえながら、用語の定義や考え方の基本事項はしっかり押さえてください。

それでは、今回は「合意分割」の内容を確認していきます。
まずは、合意分割の概略です。

- ① 夫婦の記録を合計して、最大半分まで
② 婚姻期間中の厚生年金保険の保険料納付済記録が対象



「合意分割」のポイントを確認していきます。

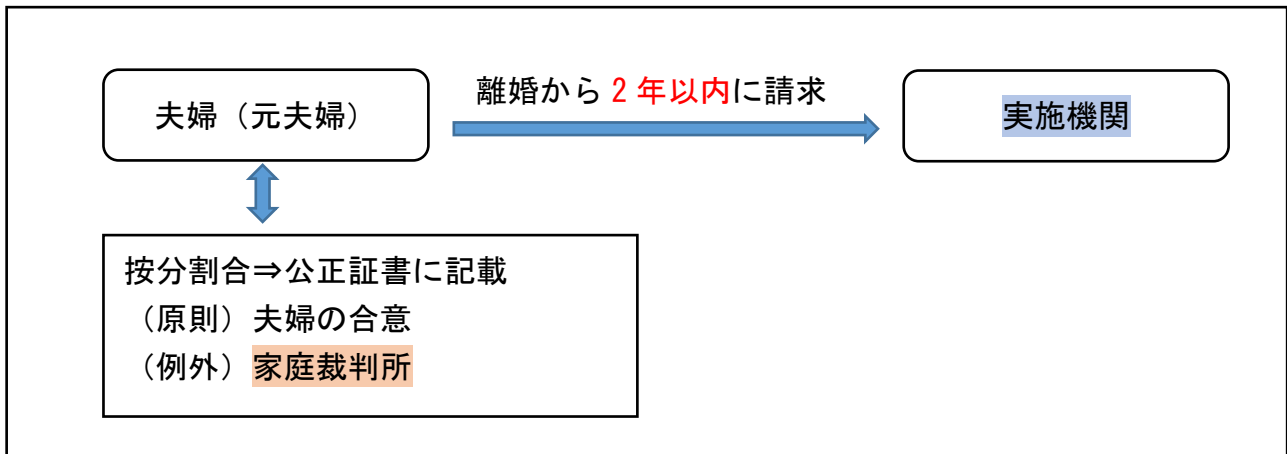
- 平成19年4月1日以降の離婚等が対象（平成19年4月1日施行）
（保険料の納付記録は、平成19年4月1日以前の婚姻期間中も対象）

3号分割は、平成20年4月1日以後が対象

●用語の定義

用語	内容
第1号改定者	改定により減額される者（一般的に夫）
第2号改定者	改定により増額される者（一般的に妻）
標準報酬の改定又は分割	分割のこと
按分割合	第2号改定者に移行する割合 （改定又は決定後の当事者の対象期間標準報酬総額の合計額 に対する第2号改定者の対象期間標準報酬総額の割合）
対象期間	婚姻期間等

● 「合意分割」の手続きの流れ



「当事者の合意のための協議が調わない時」又は「協議することができない時」

当事者の一方

申立て

家庭裁判所

家庭裁判所は、対象期間における保険料納付に対する当事者の寄与の程度等を考慮して
⇒按分割合を定めることが可能

条文を確認します。

法 78 条の 2（合意分割…離婚等をした場合における標準報酬の改定の特例）

婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者は除く。

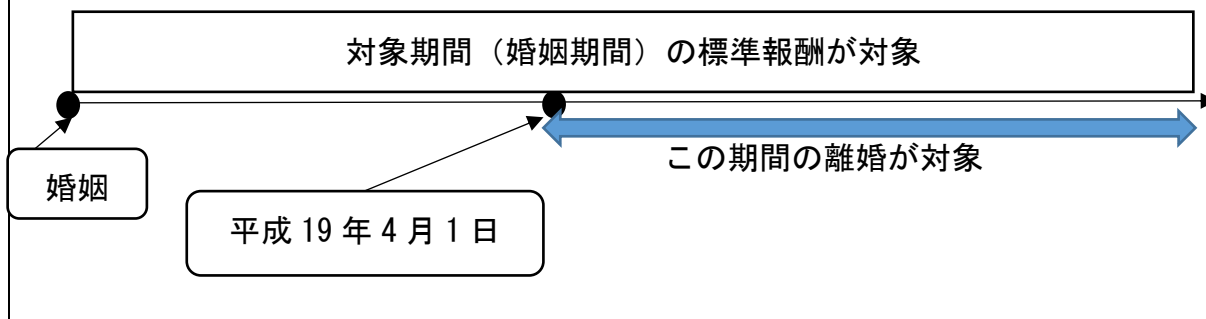
第 1 号改定者の配偶者

第 1 号改定者又は第 2 号改定者は、離婚等（離婚、婚姻の取消し等）をした場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、実施機関に対し、当該離婚等について対象期間に係る被保険者期間の標準報酬（第 1 号改定者及び第 2 号改定者（「当事者」）の標準報酬をいう。）の改定又は決定を請求することができる。ただし、当該離婚等をしたときから 2 年を経過したときその他の厚生労働省令で定める場合に該当するときは、この限りでない。（請求することができない。）

①当事者が標準報酬の改定又は決定の請求をすること及び請求すべき按分割合について合意しているとき。

②家庭裁判所が請求すべき按分割合を定めたとき。

（合意分割）



事実婚に関しては、開始と終了を明確に判断できないため、対象期間には含むことができません。

（3号分割に関しては、第3号被保険者としての届出により、事実婚での開始と終了が明確なので対象期間に含めます。）

次に請求すべき按分割合を確認します。

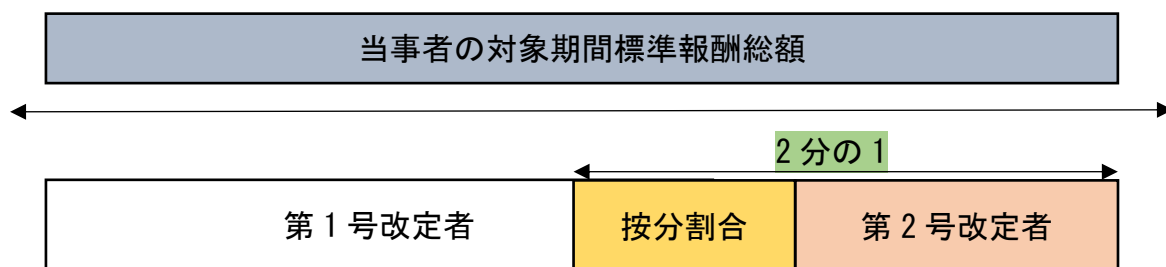
法 78 条の 3（請求すべき按分割合）

請求すべき按分割合は、当事者それぞれの対象期間標準報酬総額（対象期間に係る被保険者期間の各月の標準報酬月額合計額に対する第 2 号改定者の対象期間標準報酬総額の割合を超え 2 分の 1 以下の範囲（「按分割合の範囲」）内で定められなければならない。

対象期間標準報酬総額とは

⇒婚姻期間（対象期間）中の各月の標準報酬月額を合計した額
（厚生年金保険に関する年金の分割なので標準報酬月額で算定）

$1/2 \geq$ 請求すべき按分割合 $>$

$$\frac{\text{第 2 号改定者の対象期間標準報酬総額}}{\text{当事者の対象期間標準報酬総額の合計額}}$$


請求すべき按分割合：この範囲で合意

法 78 条の 6（標準報酬の改定又は決定）

実施機関は、標準報酬改定請求があった場合において、第 1 号改定者が標準報酬月額を有する対象期間に係る被保険者期間の各月ごとに、当事者の標準報酬月額をそれぞれ次の各号に定める額に改定し、又は決定することができる。

①第 1 号改定者…改定前の標準報酬月額（従前標準報酬月額が当該月の標準報酬月額とみなされた月にあつては、従前標準報酬月額）に 1 から改定割合を控除して得た率を乗じて得た額

②第 2 号改定者…改定前の標準報酬月額（標準報酬月額を有しない月にあつては、**零**）に、第 1 号改定者の改定前の標準報酬月額に改定割合を乗じて得た額を加えて得た額

改定割合：夫が妻に渡す割合

例えば、

夫の標準報酬：700 万円

妻の標準報酬：300 万円

按分割合は 2 分の 1 の場合

対象期間標準報酬総額は、1,000 万円（700 万円＋300 万円）

分割後の双方の標準報酬は、500 万円ずつになります。

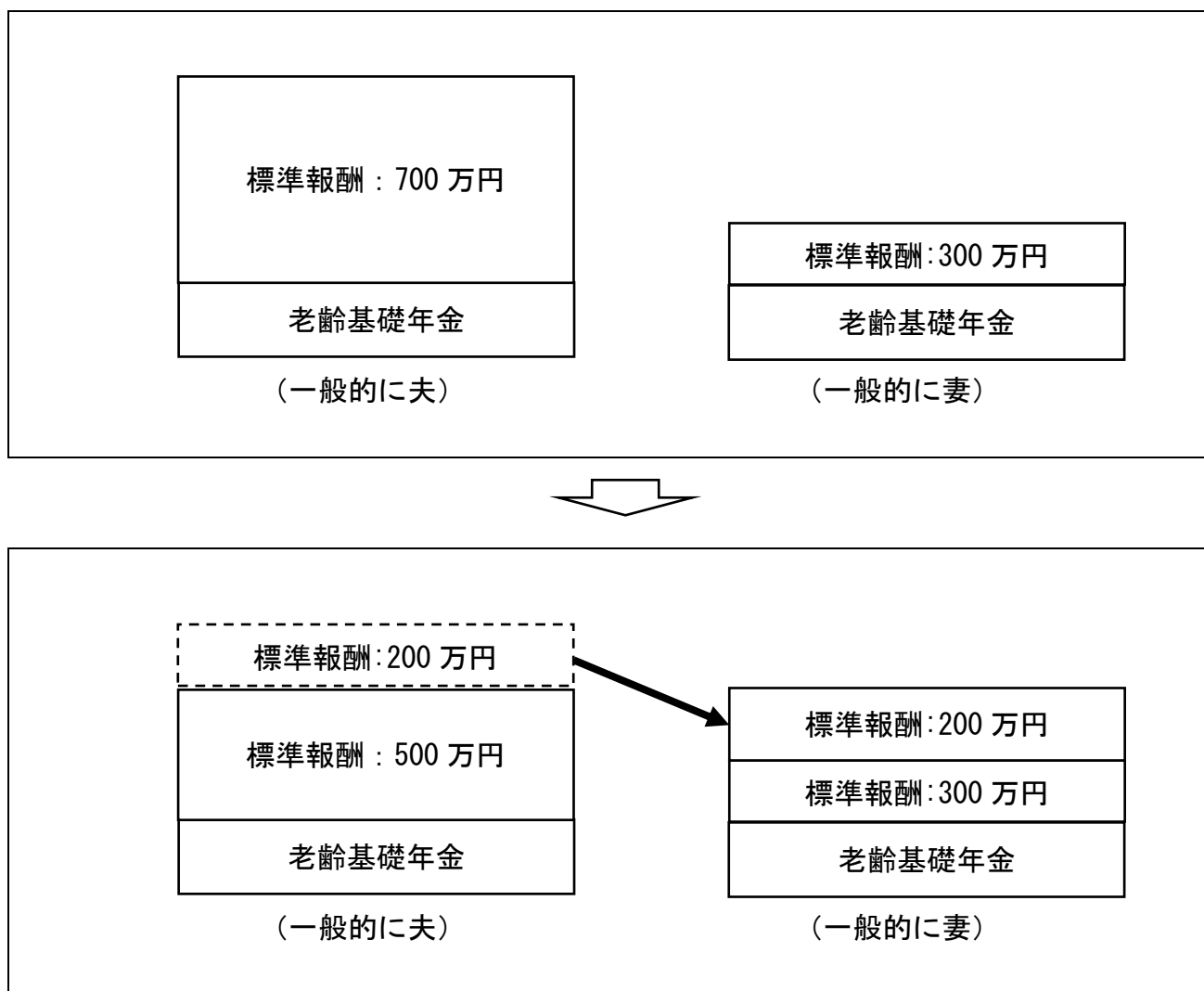
夫：700 万円－200 万円＝500 万円



妻：300 万円＋200 万円＝500 万円

夫の標準報酬 700 万円から 200 万円を分割するので、
改定割合は、700 万円÷200 万円＝3.5 ということになります。

ややこしい箇所ですが、改定割合とは、夫の持ち分のうちの妻に渡す割合です。



それでは、過去問を確認していきます。

本試験においては、「合意分割」「3号分割」のどちらの問題なのかを見極めながら対処していく必要があります。

同時に、「合意分割」という名称が問題文の中に出てくれば区分しやすいのですが、「離婚等をした場合における標準報酬の改定の特例」あるいは「離婚分割」という名称で出題されることもあるので注意が必要です。

合意分割と判断

▼過去問（H21年 7C）

婚姻の届出はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった第1号改定者及び第2号改定者について、当該第1号改定者及び第2号改定者の一方の被扶養配偶者である第3号被保険者であった第1号改定者及び第2号改定者の他方が当該第3号被保険者としての国民年金の被保険者資格を喪失し、当該事情が解消したと認められる事由に該当した日から起算して1年を経過したときは、標準報酬改定請求を行うことはできない。

【解答】 誤り

⇒1年ではなく2年にすれば正解です。

▼過去問（H27年 10C）

離婚等をした場合に当事者が行う標準報酬の改定又は決定の請求について、請求すべき按分割合の合意のための協議が調わないときは、当事者の一方の申立てにより、家庭裁判所は当該対象期間における保険料納付に対する当事者の寄与の程度その他一切の事情を考慮して、請求すべき按分割合を定めることができる。

【解答】 正解

⇒「合意分割」という名称は出てきませんが、下線部分からも分かるように「合意分割」の問題です。

▼過去問（H21年 7E）

標準報酬改定請求は、平成19年4月1日前の対象期間に係る標準報酬も改定又は決定の対象としている。

【解答】 正解

- ・平成19年4月1日前の離婚等⇒離婚分割の対象にはならない。
- ・平成19年4月1日前の対象期間に係る標準報酬改定⇒対象。

▼過去問（H21年 7B）

請求すべき按分割合は、原則として、第1号改定者及び第2号改定者それぞれの対象期間標準報酬総額の合計額に対する第2号改定者の対象期間標準報酬総額の割合を超え2分の1以下の範囲内で定められなければならない。

【解答】正解

▼過去問（H21年 7D）

第1号改定者及び第2号改定者又はその一方は、実施機関に対し、厚生労働省令の定めるところにより、標準報酬改定請求を行うために必要な按分割合の範囲等についての情報の提供を請求することができるが、当該請求は標準報酬改定請求後に行うことはできない。

【解答】正解

▼過去問（H21年 7A）

標準報酬の改定又は決定がされた第2号改定者の老齢厚生年金は、当該第2号改定者の支給開始年齢に達するまでは支給されず、また、当該老齢厚生年金額は第1号改定者が死亡した場合であっても、何ら影響を受けない。

【解答】正解

⇒元の配偶者が死亡しても、年金の受給には影響しません。

第20回（完）